

四 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） 第二条 「略」 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一〇二十六 略」 二十七 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。 「二十八〇三十一 略」 三十二 使用権資産 リースの対象となる資産を使用する権利をいう。 三十三 ファイナンス・リース 契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する	（定義） 第二条 「同上」 2 「同上」 「一〇二十六 同上」 二十七 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。 「二十八〇三十一 同上」 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」

者をいう。次号及び第六十六条において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。

三十四 所有権移転ファイナンス・リース ファイナンス・リースのうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。

三十五 所有権移転外ファイナンス・リース ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。

(資産の部の区分)

第三十七条 「略」

2 「略」

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

「イ」ハ 略」

ニ 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ 所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産

「号を加える。」

「号を加える。」

(資産の部の区分)

第三十七条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

「イ」ハ 同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ヘㄥヌ 「略」

二 次に掲げる資産（ただし、イからホまで及びトに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。） 有形固定資産

「イㄥヘ 略」

ト 使用権資産（リースの対象となる資産がイからホまで及びチに掲げるものである場合に限る。）

チ 略

三 次に掲げる資産 無形固定資産

「イ・ロ 略」

ハ 使用権資産（リースの対象となる資産がイ及びニに掲げるものである場合に限る。）

ニ 略

四 次に掲げる資産 投資その他の資産

「イㄥニ 略」

ホ 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち第一号ニに掲げるものの以外のもの

ヘ 所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるものの以外のもの

ト 使用権資産（リースの対象となる資産がチ及びリに掲げるも

ニㄥチ 「同上」

二 次に掲げる資産（ただし、イからホまでに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。） 有形固定資産

「イㄥヘ 同上」

「号の細分を加える。」

ト 「同上」

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

ハ 「同上」

四 「同上」

「イㄥニ 同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

のである場合に限る。）	
チ・リ	〔略〕
五	〔略〕
4	〔略〕
（負債の部の区分）	
第三十八条	〔略〕
2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。	
一 次に掲げる負債 流動負債	
〔イ〕ヘ	〔略〕
ト	リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの
チ・リ	〔略〕
二 次に掲げる負債 固定負債	
〔イ〕ホ	〔略〕
ヘ	リース負債のうち、前号トに掲げるもの以外のもの
ト	資産除去債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの
チ	〔略〕
（注記表の区分）	
第五十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。	
「一〇十一」	略

ホ・ヘ	〔同上〕
五	〔同上〕
4	〔同上〕
（負債の部の区分）	
第三十八条	〔同上〕
2	〔同上〕
一 〔同上〕	
〔イ〕ヘ	〔同上〕
〔号の細分を加える。〕	〔同上〕
ト・チ	〔同上〕
二 〔同上〕	
〔イ〕ホ	〔同上〕
〔号の細分を加える。〕	〔同上〕
ヘ	資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの
ト	〔同上〕
（注記表の区分）	
第五十八条 〔同上〕	
「一〇十一」	同上

十二 リースに関する注記

「十三」二十 略

(リースに関する注記)

第六十六条 リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない投資法人以外の投資法人は、これらの事項の注記を要しない。

一 借手である場合 次に掲げる事項

イ 会計方針に関する情報

ロ リース特有の取引に関する情報

ハ 当該営業期間及び翌営業期間以降のリースの金額を理解するための情報

二 貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する者をいう。）である場合 次に掲げる事項

イ リース特有の取引に関する情報

ロ 当該営業期間及び翌営業期間以降のリースの金額を理解するための情報

2 前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リースの借手である投資法人が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この項において同じ

十二 リースにより使用する固定資産に関する注記

「十三」二十 同上

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

第六十六条 リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の借主である投資法人が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一 当該営業期間の末日における取得原価相当額

二 当該営業期間の末日における減価償却累計額相当額

三 当該営業期間の末日における未経過リース料相当額

四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。 一 当該営業期間の末日における取得原価相当額 二 当該営業期間の末日における減価償却累計額相当額 三 当該営業期間の末日における未経過リース料相当額 四 前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項 （金融商品に関する注記） 第六十六条の二 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。 一 「略」 二 金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する事項 （賃貸等不動産に関する注記） 第六十六条の三 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。以下この条において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあつては、第一号に掲げるものとする。 「一・二 略」	（金融商品に関する注記） 第六十六条の二 「同上」 一 「同上」 二 金融商品の時価に関する事項 （賃貸等不動産に関する注記） 第六十六条の三 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。 「一・二 同上」
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

